

令和6年度社会福祉法人一般監査

状 況 調 査 資 料

- ①評議員選任・解任委員会の状況
- ②理事長及び業務執行理事の理事報酬及び施設等業務に係る給与等の状況
- ③契約の状況
- ④法人関係者との取引(契約)の状況

社会福祉法人名	
---------	--

1. 評議員選任・解任委員会の状況

(定款に定める構成) ※「その他」の具体的な内容を()内に記載してください。

- ・監事

・外部委員

合計
- 名

○名

○名
- ・事務局員

・その他

()
- 名

○名

○名

(委員名)

区分	氏名	委員を選任した 理事会開催日	任期
			～
			～
			～
			～
			～
			～

※ 区分欄には、「監事」、「事務局員」、「外部委員」、「その他」の別を記載。

(開催実績)

開催日	出席者数 (うち外部委員)	審議内容
(例) R4.6.20	3人 (1人)	評議員7名の選任

※ 開催実績は、監査時点の評議員が選任された評議員選任・解任委員会の状況を記載。

2. 理事長及び業務執行理事の理事報酬及び施設等業務に係る給与等の状況

令和〇年4月1日現在

理事長、業務 執行理事の氏 名	理事又は施設等職 員としての役職 (注1)	親族等特殊関係の内 容(注2)	常勤・非常勤 の別(注3)	理事報酬の年額① (千円)(注4)	給与の年額② (千円)(注4)	総額 ①+② (千円)(注4)
記載例 島根 太郎	理事長兼保育園長	なし	常勤	120千円	8,000千円	8,120千円
1						
2						
3						
4						
5						

★令和〇年度1年間（令和〇年4月～令和〇年3月）に法人が支給した報酬及び給与の額を記入してください。

・なお、費用弁償、旅費は含みません。

(注1) 「理事又は施設等職員としての役職」欄は、「理事長兼〇〇施設長」、「業務執行理事兼事務局長」等を記載してください。

(注2) 「親族等特殊関係の内容」欄は、各理事について親族等の特殊関係者がいる場合に具体的に親子、兄弟等に記載してください。

(注3) 常勤とは、概ね週4日以上、理事又は兼務の職員として勤務（1日の勤務時間は問わない）している場合とします。

(注4) 単位は千円単位で記載し、千円未満の端数は四捨五入してください。

(注5) 「理事報酬の年額」欄と「給与の年額」欄の金額は、重複しないように（両方支給されている場合は、両方とも記載）してください。

3. 契約の状況

(1) 物品購入契約の状況

(全ての拠点を対象とし法人全体でご記入願います。前回の監査の対象年度以降、今回の監査の前年度までの実績のうち、契約金額の高いものから5件。ただし、5件無い場合はあるだけの契約)

購入物品名	金額 単位:円	契約業者名	入札 (見積)業者 数	契約の方法	随意契約の 場合同いに 根拠の記載 の有無	随意契約 の場合そ の理由	契約年月日	契約書・請書の有無		
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無

※「随意契約の場合同いに根拠の記載の有無」の欄：随意契約とした理由（根拠）が同い起案に記載されているか、その有無を記載。

※「随意契約の場合その理由」の欄：下記（注）の根拠の番号から選択。

(2) 委託・工事請負契約の状況

(全ての拠点を対象とし法人全体でご記入願います。前回の監査の対象年度以降、今回の監査の前年度までの実績のうち、契約金額の高いものから5件。ただし、5件無い場合はあるだけの契約)

委託・工事請負契約名	金額 単位:円	契約業者名	入札 (見積)業者 数	契約の方法	随意契約の 場合同いに 根拠の記載 の有無	随意契約 の場合そ の理由	契約年月日	契約書・請書の有無		
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無

※「随意契約の場合同いに根拠の記載の有無」の欄：随意契約とした理由（根拠）が同い起案に記載されているか、その有無を記載。

※「随意契約の場合その理由」の欄：下記（注）の根拠の番号から選択。

(3) リース契約の状況

(全ての拠点を対象とし法人全体でご記入願います。ファイナンスリース契約のリース料総額が300万円以上でリース資産計上しているものすべて)

リース契約名・内容	リース料総額 単位:円	契約業者名	入札 (見積)業者 数	契約の方法	随意契約の 場合伺いに 根拠の記載 の有無	随意契約 の場合そ の理由	契約年月日	契約期間	契約書・請書の有無		
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 契約書 ☐ 請書	☐ 無

※「随意契約の場合伺いに根拠の記載の有無」の欄：随意契約とした理由（根拠）が伺い起案に記載されているか、その有無を記載。

※「随意契約の場合その理由」の欄：下記（注）の根拠の番号から選択。

(注)〔随意契約の場合その理由〕欄について（（１）～（３）共通）

- 1 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1000万円を超えない場合
- 2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- 3 緊急の必要により競争入札に付すことができない場合
- 4 競争入札に付することが不利と認められる場合
- 5 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- 6 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- 7 落札者が契約を締結しない場合
- 8 上記１～７とは異なった合理的な理由を法人経理規程に規程 ※１の金額等が異なる場合も含む。

・ 随意契約の場合は、経理規程に定めた随意契約できる理由を上記１～８のうちから選び、セルをクリックし「プルダウン」で選択記入してください。
また、随意契約の理由が１の場合は、見積もりを徴した業者が２社なのか３社なのかをご記入ください。

社会福祉法人モデル経理規程（平成29年度版、全国社会福祉施設経営者協議会）より抜粋

（随意契約）

第74条 合理的な理由により、競争入札に付すことが適当でないと思われる場合には、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号（上記の１～７まで）に掲げる場合とする。

4. 法人関係者（注1）との取引（契約）の状況

（前回の監査の対象年度以降、今回の監査の前年度までの実績のうち、年間支払額100万円以上の取引（契約）を全て記入し、表下の注に沿って関連当事者の該当の有無等を記載すること）

法人関係者の氏名(個人) 又は名称(法人)	法人関係者の職業又は 事業内容	法人との関係	取引(契約)の内容 (貸借、委託、請負等、 具体的な内容を記載)	取引(契約) 年月日	取引(契約) 金額	取引件数	関連当事者	
							該当の有無	注記の有無

注1 法人関係者の範囲は、以下のとおりとする。

※「評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者」(社会福祉法第27条、社会福祉施行令第13条の2参照)

- ①当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員
- ②前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- ③前2号に掲げる者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④前2号に掲げる者のほか、第1号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑤当該社会福祉法人の設立者が法人である場合においては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

注2 取引の内容欄には、物品の購入だけでなく、備品購入、建設修繕工事、不動産の購入、業務委託、不動産の賃貸借についても記載すること。

注3 取引(契約)金額の欄には、会計年度における当該者との取引(契約)に係る金額の総額を記載すること。

注4 関連当事者の範囲は、以下のとおりとする。該当する場合には関連当事者の該当の有無欄に○印を記載すること。

※「関連当事者」(社会福祉法人会計基準第29条第2項参照)

- ①当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者
- ②前号に掲げる者の近親者
- ③前2号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人
- ④支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。⑥において同じ。)
- ⑤被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。)
- ⑥当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人

注5 関連当事者との取引(契約)年月日については、記載の対象となる取引の最初の取引日から最終の取引日までの期間を記載すること。

注6 関連当事者との取引(契約)金額が1000万円を超える場合は関連当事者の注記の記載の有無の欄に○印を記載すること。

【参考】

① 関連当事者との取引に係る開示対象範囲

ア 上記(1)ア及びイに掲げる者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

イ 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

① 事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引

サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する項目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

② 貸借対照表項目に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

② 関連当事者との取引に係る記載内容

(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容

なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員、評議員又はそれらの近親者の所有割合

(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業

(3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係

(4) 取引の内容

(5) 取引の種類別の取引金額

(6) 取引条件及び取引条件の決定方針

(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

※ 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、1に規定する注記を要しない。

(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

(2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

